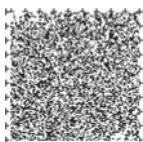


## 付 屬 資 料





## 「東京都福祉のまちづくり推進計画(平成21年度～25年度)」事業一覧

(重) : 重点戦略

柱	戦 略	施 策	事 業	所管局
1だれもが円滑に利用できるバリアフリー化	(重) 1快適な移動を支える整備	面的な整備	1 バリアフリー基本構想作成費補助	都市整備局
			2 ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業	福祉保健局
			3 とうきょうトイレ整備事業	福祉保健局
		公共交通機関の整備	4 鉄道駅エレベーター等整備事業	福祉保健局
			5 エレベーターの整備(1ルートの確保)	交通局
			6 都営地下鉄駅へのだれでもトイレの整備	交通局
			7 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	福祉保健局
			8 全車両のノンステップバス化(低公害バスの積極的導入)	交通局
	(重) 2身近な建築物化における整備促進	既存建築物及び新設建築物のバリアフリー化の促進	9 国民体育大会競技施設整備費補助	スポーツ振興局
			10 私立学校教育振興資金融資利子補給	生活文化局
			11 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定	都市整備局
			12 乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業(赤ちゃん・ふらっと事業)	福祉保健局
			13 特定施策推進型商店街事業	産業労働局
			14 宿泊施設のバリアフリー化支援事業	産業労働局
			15 都立高等学校施設整備事業	教育庁
	3生活の基盤となる道路等の整備	歩道等の整備	16 歩道の整備	建設局
			17 特定道路のバリアフリー化	建設局
			18 地下歩道の整備	建設局
			19 横断歩道橋のバリアフリー化	建設局
			20 道路の無電柱化の推進	建設局
			21 視覚障害者誘導用ブロックの設置	建設局
			22 道路標識の整備	建設局
		幹線道路網の整備	23 都市計画道路等によるネットワークの充実	建設局
	4公園い・の河場川でのある整備	道路と鉄道の立体交差化	24 連続立体交差事業の推進	建設局
		河川の整備	25 河川整備に合わせたバリアフリー化の推進	建設局
		公園の整備	26 都立公園の整備	建設局
			27 公園整備への助成(市町村)	建設局
			28 海上公園整備事業	港湾局

柱	戦 略	施 策	事 業	所管局
1 きだる ばも りが ア円 フ滑 リに 利 用 で	5 的 面 な ま 整 備 ち づ く り の 総 合 推 進	総合的施設整備の促進	29 東京駅丸の内口周辺整備 30 渋谷駅周辺整備 31 東京都施行市街地再開発事業 32 東京都施行土地区画整理事業 33 特定街区・再開発等促進区を定める地区計画などの都市開発諸制度の運用	都市整備局
2 すべて の人の 生活 への 支援	⑤ 6 住 宅 の 整 備 の 推 進	公営住宅の整備	34 公営住宅のバリアフリー化の促進 35 都営住宅大規模団地の総合建替え 36 高齢者、障害者等向け都営住宅の建設 37 区市町村公営住宅整備事業助成	都市整備局
			38 高齢者向け優良賃貸住宅供給事業 39 都市居住再生促進事業 40 マンション改良工事助成事業 41 子育てに配慮した住宅のガイドブックの作成 42 民間住宅バリアフリー化の普及促進	都市整備局
			43 東京都出版物の点字版等による提供 44 視覚障害者のための情報提供 45 消費者教育教材の開発・提供 46 点字による即時情報ネットワーク事業 47 視覚障害者用図書製作貸出事業 48 点字録音刊行物作成配布事業 49 視覚障害者センター運営事業 50 盲ろう者通訳・介助者派遣事業 51 盲ろう者支援センター事業 52 字幕入り映像ライブラリー事業 53 サービス表示適正化の推進 54 コミュニケーション支援ボードの活用 55 交番における手話技能取得者による活動	生活文化局 生活文化局 生活文化局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 警視庁 警視庁
			56 高齢者の社会参加を促進するための事業 57 シルバーピアの推進事業 58 重度障害者就業促進啓発 59 区市町村障害者就労支援事業 60 障害者就業・生活支援センター事業 61 障害者社会参加推進センター事業 62 重度身体障害者在宅パソコン講習事業 63 身体障害者補助犬給付事業 64 障害のある子供のための「個別の教育支援計画」作成・活用の推進 65 高齢者の保護及び社会参加の推進 再掲 乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業 (赤ちゃん・ふらっと事業)	福祉保健局 福祉保健局 産業労働局 福祉保健局 産業労働局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 教育庁 警視庁 福祉保健局
	⑦ 7 社 会 参 加 の 推 進	情報等の提供体制の整備 社会参加支援	56 高齢者の社会参加を促進するための事業 57 シルバーピアの推進事業 58 重度障害者就業促進啓発 59 区市町村障害者就労支援事業 60 障害者就業・生活支援センター事業 61 障害者社会参加推進センター事業 62 重度身体障害者在宅パソコン講習事業 63 身体障害者補助犬給付事業 64 障害のある子供のための「個別の教育支援計画」作成・活用の推進 65 高齢者の保護及び社会参加の推進 再掲 乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業 (赤ちゃん・ふらっと事業)	福祉保健局 福祉保健局 産業労働局 福祉保健局 産業労働局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 教育庁 警視庁 福祉保健局

柱	戦 略	施 策	事 業	所管局	
3 安全、安心に暮らせる地域社会	8 安全性確保の体制整備	公共交通機関の安全対策 住民参加の防犯対策	66 大江戸線可動式ホーム柵の整備	交通局	
			67 通学路等安全対策推進補助事業	青少年・治安対策本部	
			68 地域安全マップづくり推進事業	青少年・治安対策本部	
			69 子ども安全ボランティア活動の推進	青少年・治安対策本部	
			70 防犯ボランティア活動の推進	青少年・治安対策本部	
			71 「地域子供見守りシステム」の整備	青少年・治安対策本部	
			72 繁華街等における体感治安の改善	青少年・治安対策本部	
			73 地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業	教育庁	
			再掲 高齢者の保護及び社会参加の推進	警視庁	
		住民参加の交通安全対策	74 高齢者交通指導員による高齢者の交通事故防止対策	警視庁	
			75 高齢者交通安全モデル地区の指定	警視庁	
			76 参加・体験・実践型交通安全教育	警視庁	
		駅前放置自転車対策	77 駅前放置自転車クリーンキャンペーン	青少年・治安対策本部	
		安全性を配慮した設備の推進	78 高齢者等感応式信号機の整備	警視庁	
			79 視覚障害者用信号機の整備	警視庁	
			80 経過時間表示機能付き歩行者用灯器(ゆとりシグナル)の整備	警視庁	
			81 エスコートゾーンの整備	警視庁	
			82 視認性を向上した道路標識の整備	警視庁	
			83 都民生活において生じる事故防止対策の推進	東京消防庁	
			84 一人暮らし高齢者等の安心確保のための事業	福祉保健局 東京消防庁	
		安心して暮らせる生活環境の実現	85 住宅防火対策の推進	東京消防庁	
	9 備え自然及び害対応		86 社会福祉施設等耐震化促進事業	福祉保健局	
			87 災害時要援護者の避難体制整備の支援	福祉保健局	
			88 災害時帰宅困難者支援	教育庁	
			再掲 都立高等学校施設整備事業	教育庁	
	災害への備え及び対応	89 家具類の転倒・落下防止対策の推進	総務局 東京消防庁		
4 東京の魅力を楽しめるまちづくり	10 わかりやすい情報提供	情報新技術を活用した情報提供	90 東京ユビキタス計画	都市整備局	
			91 東京ひとり歩きサイン計画	産業労働局	
		案内サインの整備	92 隅田川案内サインの設置	建設局	
			93 分かりやすい案内サインへの改良	交通局	
			94 外国語によるメニュー等普及事業	産業労働局	
		外国人をはじめとする、すべての訪問者への対応	95 観光ボランティアの活用	産業労働局	
			96 外国人にもわかりやすい停留所表記と路線案内板の設置	交通局	
			11 魅力向上に向けた整備	建設局	
		魅力向上に向けた整備	97 「文化の森」上野恩賜公園の再生	建設局	

柱	戦 略	施 策	事 業	所管局
5 福祉のまちづくり推進のための基盤づくり	12 都民等への普及・啓発の充実  ①	普及・啓発の充実	98 建築物のバリアフリー化のための情報提供	都市整備局
			99 区市町村福祉のまちづくり取組発表会	福祉保健局
			100 推進計画庁内推進体制とスパイラルアップの仕組みづくり	福祉保健局
			101 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(改訂版)	福祉保健局
			102 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈	福祉保健局
		研修等の充実	103 事業者用教育訓練プログラムの作成	福祉保健局
	13 み推福づ進祉くののりたまめちのづ仕く組り	各種協議会等の運営	104 東京都福祉のまちづくり推進協議会の開催	福祉保健局
			105 東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会の開催	福祉保健局
			106 東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議の開催	福祉保健局
			107 東京都福祉のまちづくり推進本部の開催	福祉保健局
	14 醸思成い・や教り育の心の推進	生涯学習の充実  ②	108 首都大学東京オープンユニバーシティ講座の開催	総務局
			109 トライ＆チャレンジキャンペーンの実施	教育庁
			110 奉仕体験活動の推進	教育庁
			111 学校における安全教育の推進	教育庁
			112 児童等に対する防火防災教育	東京消防庁

## 「東京都福祉のまちづくり推進計画」(平成21～25年度)事業の実績・進捗状況等（総括表）

## 「東京都福祉のまちづくり推進計画」事業の実績・進捗状況等（個票）

NO	事業名	所管（※局部課名）

事業概要					
事業目的	※バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの観点から意義・貢献度について記載				
事業内容	【実施主体】 ア. 都 イ. 区市町村 ウ. 民間事業者等		【事業期間】 平成 年度～ 年度	ア. 継続中 イ. 終了	
	<b>【事業内容の具体的な説明】</b> ※事業内容やフローの説明・イメージ図等				
事業費	【平成23年度予算額】	千円	【平成24年度予算額】		
	【平成23年度決算額】	千円	千円		

平成25年度末の到達目標（※推進計画の計画期間：平成21年度から25年度までの到達目標）
--

事業実績等	【実績指標名】						【単位】	
	実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計	予定	平成24年度	平成25年度
【実績に関する説明】（※定量的な数値実績を示すことが可能な事業）								
【実績に関する説明】（※定量的な数値実績を示すことが困難又は適切でない事業）								
事業実績・進捗状況の評価	※事業実績・進捗状況について（1、2、3）から選択し、○を記載してください。							
	1. 想定した事業実績や事業効果等があり到達目標をほぼ達成する見込み							
	2. 一定の事業実績や事業効果等があり到達目標を概ね達成する見込み							
	3. 想定した実績や事業効果等が不十分で、事業の見直しや改善等が必要							
	【評価の理由説明】							
目標達成に向けた事業の課題や改善に向けた今後の方向性等								
-----								
高齢者・障害者等を含む都民や事業実施主体からの意見・要望等に対する対応など								
-----								

## イベント等開催時のユニバーサルデザインチェックリスト

- ・このチェックリストは標準的なイベントを想定しています。参加者の状況により、必要な配慮を加えます(だれでもトイレの数、手話通訳の人数など)。
- ・ハード対応と併せて、人的な対応を十分整えることが必要です。
- ・施設や設備が不十分な場合は、代替措置や人的対応による補完策を検討します。
- ・緊急時・災害時の対応に関する万全な準備が必要です。

### ●会場選定編

会場内の円滑な移動は確保されていますか？	
	来場者の中には車いす使用者もいる可能性があります。会場施設内の動線を事前に確認しておきましょう。道路から、イベントホール、ロビー、展示会場など、当日使用する場所まで、円滑に移動できる経路が確保されている必要があります。また自動車での来場希望に対して、駐車場の情報を提供できるように、情報収集を行っておきましょう。
会場にだれでもトイレは整備されていますか？	
	長時間の滞在には、トイレの存在が欠かせません。車いす使用者も含めだれもが使いやすい「だれでもトイレ」が、最低でも1以上整備されている必要があります。
会場に車いす使用者対応席が設けられていますか？	
	来場者の中には車いす使用者もいる可能性があります。出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に、車いす使用者のための席が用意されているかを確認しましょう。
会場に集団補聴設備はありますか？	
	来場者の中には聴覚障害者の方もいる可能性があります。聴覚障害者のための磁気ループ、赤外線送受信装置、FM送受信装置等を用意する必要があります。これらの設備は別途準備することも可能ですが、あらかじめ設置されている会場を選定すると便利です。
会場は視覚障害者に配慮した施設となっていますか？	
	来場者の中には視覚障害者の方もいる可能性があります。音声誘導装置や視覚障害者誘導用ブロック、エレベーターの音声案内等の有無を確認しましょう。
会場にベビーチェア・ベビーベッドは整備されていますか？	
	来場者の中には、乳幼児連れの方もいる可能性があります。ベビーチェアやベビーベッドの整備の有無を確認しましょう。また必要に応じて授乳室や託児サービスを提供できる部屋が確保できるかどうかも確認しておきましょう。
会場までの経路は整備されていますか？	
	会場最寄駅のバリアフリー整備状況や、駅から会場までのルート、また、最寄りのバス路線のノンステップバスの走行状況を確認し、だれもがアクセスしやすい会場を選定しましょう。
舞台や楽屋までの経路は整備されていますか？	
	イベント等の内容によっては、舞台や楽屋までのバリアフリー化を確認する必要があります。

## ●事前準備編

参加申込書には、申込者が当日必要とする設備、対応を記入できる欄はありますか？	
	申込者自らが当日必要とする設備、対応を事前に記入・申告できると安心です。具体的には、手話通訳、要約筆記、人的支援、託児サービスなどです。参加申し込みは、インターネット、FAX、電話といった多様な手段によって行うことができるようになります。
開催案内には、最寄り駅及び最寄り駅から会場までのバリアフリー情報の提供がありますか？	
	会場を初めて利用する方もいます。会場周辺の案内マップに加え、最寄り駅のバリアフリー状況や、最寄り駅から会場までの歩道の整備状況等について、事前に情報提供があると安心です。 また、経路の状況に応じて、要所に案内人を配置するなどの配慮も必要です。
開催をお知らせするホームページの内容は、音声読み上げに対応していますか。	
	視覚障害者の方は、機会音声による読み上げブラウザを使用することができます。ホームページは、音声読み上げへの対応を意識して、コンテンツを作成する必要があります。
配布資料のテキストデータ化はできていますか？	
	視覚障害者の方から、配布資料の内容を事前に確認したいという要望が出される場合があります。配布資料を事前にテキストデータ化しておくと、そういった要望にも対応することができます。
車いす使用者対応席を設けていますか？	
	来場者の中には車いす使用者もいる可能性があります。出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に、車いす使用者が利用できるスペースを用意しましょう。
手話通訳を用意していますか？	
	来場者の中には聴覚障害者の方もいる可能性があります。聴覚障害者向けに手話通訳を用意する必要があります。会場がスライド等で暗くなる場合は、手話通訳者への照明を確保しましょう。
要約筆記を用意していますか？	
	すべての聴覚障害者が手話が得意とは限りません。要約筆記を用意できれば、聴覚障害者も文字情報として内容を認識することができます。要約筆記用プロジェクター、スクリーン、要約筆記者用作業スペース等を設けましょう。小さな会合等では、筆記者が隣に座つて紙に筆記するような簡易な方法がとられる場合もあります。
会場に集団補聴設備はありますか？	
	来場者の中には聴覚障害者の方もいる可能性があります。聴覚障害者のための磁気ループ、赤外線送受信装置、FM送受信装置等が整備されていない会場では、別途、用意する必要があります。 連絡先：東京手話通訳等派遣センター 03-3352-3335 機材保管場所：渋谷区東1-23-3 東京聴覚障害者自立支援センター 1階受付
休養場所の確保などに配慮していますか？	
	急に体調をくずされる方もいる可能性があります。会場内に休養場所を確保し、必要に応じて医師や看護師の配置をしましょう。また、周辺の医療機関等を事前に確認しておきましょう。
託児サービスを用意していますか？	
	来場者の中には、乳幼児連れの方もいる可能性があります。特に育児に関連したイベントには対応が必要になります。必要に応じて授乳室の確保や託児サービスの提供を検討しましょう。

## ●プレゼンテーション編

カラーユニバーサルデザインに配慮していますか？	
	パワーポイントのような映像は見やすさに心がけ、また様々な色の見え方に配慮して、明度でのコントラストを確保するなど、カラーユニバーサルデザインに配慮した資料にします。
指示代名詞は使用しないようにしていますか？	
	視覚障害者にとって、「あれ」「これ」「それ」では意味がわかりません。項目を説明するときは、これら指示代名詞を使用しないようにしましょう。
図や写真については、具体的に説明していますか？	
	視覚障害者にとって、図や写真は説明がないとわかりません。視覚障害者がイメージできるように配慮して、図や写真については、なるべく具体的に口頭でも説明しましょう。
手話通訳・要約筆記に配慮した説明をしていますか？	
	手話通訳・要約筆記は、視覚情報が十分でない中で、聞いた内容を手話で伝えています。手話通訳が通訳しやすいよう、ゆっくり、はっきり、話す必要があります。専門用語は、その用語の解説も交えるなど、わかりやすさに注意しましょう。また、人名、地名等の固有名詞は、事前に資料で情報提供する配慮が必要です。

## ヒュギュートトイレ整備指針チェックリスト

### 【チェックリストの使用方法】

確認項目は全部で38あります。

それぞれの確認事項の下の段に評価の基準がありますので、該当する一つを選び、右の評価欄の対応する番号に○に付けしてください。

① (昼間12時の段階で)半径500m圏内の適正配置が  
あるか(民間施設のトイレで、外来者への利用を認めているものを  
5.400m圏内で大人用ベッドを備えた車いす対応トイレが配置されている 4.500m圏内で大人用ベッドを備えた車いす対応トイレが配置されている 3.500m  
圏内で車いす対応トイレが配置されている 2.600m圏内で車いす対応トイレが配置されている 1.考慮されていない

評価基準は5段階の場合と  
3段階の場合があります。

確認項目及び評価基準	指針における該当ページ	評価
計画されているトイレとその周辺状況との関係に関する質問		
適正配置		
① (昼間12時の段階で)半径500m圏内の適正配置が図られているか(民間施設のトイレで、外来者への利用を認めている ものを含む)	P6	5 4 3 2 1
5. 400m圏内で大人用ベッドを備えた車いす対応トイレが配置されている 4. 500m圏内で大人用ベッドを備えた車いす対応トイレが配置されてい る 3. 500m圏内で車いす対応トイレが配置されている 2. 600m圏内で車いす対応トイレが配置されている 1. 考慮されていない		
② (夜11時の段階で)半径500m圏内の適正配置が図られているか(民間施設のトイレで、外来者への利用を認めているも のを含む)	P6	5 4 3 2 1
5. 400m圏内で大人用ベッドを備えた車いす対応トイレが配置されている 4. 500m圏内で大人用ベッドを備えた車いす対応トイレが配置されてい る 3. 500m圏内で車いす対応トイレが配置されている 2. 600m圏内で車いす対応トイレが配置されている 1. 考慮されていない		
③ 特定地域を設定するなどして、公共トイレや民間トイレの、全体のトイレ整備計画を策定しているか	P7	5 4 3 2 1
5. 特定地域の設定はないがトイレ整備計画を策定している 4. 特定地域の設定はないがトイレ整備計画を策定している 3. 特定地域の設定もトイレ整 備計画の策定もないが一定の圏域内のトイレ全体を見据えている 2. 狹い区域でのトイレ整備を見据えている 1. 当該トイレの整備のみを考 えている		
④ 整備計画は、量的整備の検討や、公共交通網や道路網の整備状況等を考慮するなど、地域特性に応じて策定されているか	P7	5 4 3 2 1
5. 地域特性を考慮して整備に反映させている 4. 地域特性を考慮して一部整備には反映させている 3. 地域特性を考慮したが整備には反映で きなかつた 2. 地域特性をあまり考慮していない 1. 地域特性を全く考慮していない		
⑤ 整備計画は、幹線道路沿いに公衆トイレを設置するなど、車社会の現状も踏まえたうえで策定されているか	P7	5 4 3 2 1
5. 幹線道路沿いに設置した 4. 幹線道路近くに設置した 3. 幹線道路沿いの設置を検討した 2. 幹線道路沿いの設置をあまり考慮していない 1. 幹線道路沿いの設置を全く考慮していない		
⑥ 整備計画の策定に当たって、地域特性や住民ニーズを的確に把握するために、住民や関係者を参画させているか	P7	5 4 3 2 1
5. 住民や関係者が計画策定に参加している 4. 住民や関係者がある程度計画策定に参加している 3. 住民 や関係者の意見を聴取した 2. 住民や関係者の参加をあまり検討していない 1. 住民や関係者の参加を全く検討していない		

計画されているトイレそのものに関する質問						
整備基準						
(7) 整備基準のうち、遵守義務規定が適用になるものについて、遵守義務規定が守られているか 5. 極めて高いレベルの整備である 4. 高いレベルの整備である 3. 基準通りの整備である 2. 一部が基準に達していない 1.	P3	5	4	3	2	1
(8) 整備基準のうち、努力義務規定が適用になるものについて、努力義務規定が守られているか 5. 極めて高いレベルの整備である 3. 高いレベルの整備である 1. 努力義務規定は考えられていない	P3	5	3	1		
総合的な多機能化						
(9) 「だれでもトイレ」だけに様々な機能を付加するのではなく、一般トイレにも機能を振り分けるよう工夫されているか 5. ベビーチェアやベビーベッドなどの機能を一般トイレにも分散させている 4. 一部機能を一般トイレにも分散させている 3. 一般トイレへの機能分散を全く検討していない 1.	P8	5	4	3	2	1
(10) 規模が小さく1つの便房分しか確保できない建築物の場合は、多機能な「だれでもトイレ」にしている 5. 「だれでもトイレ」の規定を満足している 4. 「だれでもトイレ」の規定をまあまあ満足している 3. 「だれでもトイレ」の規定を一応満足している 2. 「だれでもトイレ」の規定をあまり満足していない 1. 「だれでもトイレ」の規定を全く満足していない トイレの望ましい整備	P8	5	4	3	2	1
(11) 多様な利用者の動線、利用方法を想定して設計しているか 5. 便器前のスペース、設備の配置、洗面下のスペース、ドアの位置・仕様や使用中の表示など、多様な利用者の具体的な利用方法を十分想定して設計している 4. 具体的な利用方法をある程度想定して設計に反映させている 3. 具体的な利用方法をある程度想定している 2. 具体的な利用方法をあまり想定していない 1. 具体的な利用方法を全く想定していない 1.	P9	5	4	3	2	1
(12) 整備後のトイレについても、利用者の視点から検証し、利用に問題がある場合は改善していく仕組みを用意しているか 5. 仕組みとして確立されている 3. まだ仕組みとして確立されていないが想定はされている 1. 想定されていない 1.	P9	5	3	1		
(13) 「総合的な多機能化」を想定して一般用便房のなかにスペースを広く取ったものを設置しているか 5. 男女それぞれに設置している 3. 男女どちらかに設置している 1. 設置していない 1.	P10	5	3	1		
(14) ひとつつの便所内で器具配置等が統一されているか 5. 統一されている 3. ある程度統一されている 1. 全く統一されていない 1.	P10	5	3	1		

⑯	ドアの開閉時に手や衣服が挟まれたりすることのないよう、安全性が確保されているか 5. 指をはさんだり、閉まつくるドアに車いすが挟まれたりしないように安全性が十分確保されている 3. 一定程度確保されている 1. 考慮されていない	P10	5	3	1
⑰	荷物を置く場所を設けたり、手洗いと化粧コーナーの分離等、配置を工夫することにより、快適空間の創出に努めているか 5. 快適空間の創出に十分努めている 3. ある程度考慮されている 1. 考慮されていない	P10	5	3	1
⑱	トイレの入り口から便房までは円滑に移動ができるよう、できるだけ単純な動線となっているか 5. 単純でわかりやすい動線となっている 3. 一定程度単純な動線となっている 1. 複雑な動線となっている	P10	5	3	1
⑲	介助者が異性である場合にも配慮して、「だれでもトイレ」はトイレスペースの入口近くに配置しているか 5. 入口近くに配置してあり異性介助でも問題ない 3. 入口近くではないが異性介助でも問題ない 1. 考えられない	P10	5	3	1
⑳	設置場所や地域特性に応じて外観のデザインや内装に工夫するなど、魅力的なトイレとする取組がされているか 5. 魅力的なトイレとする取組が十分行われている 3. ある程度行われている 1. 行われていない	P16	5	3	1
㉑	節水型など、循環型社会に対応しているか 5. 循環型社会に十分対応している 3. ある程度対応している 1. 対応していない	P10	5	3	1
㉒	トイレへの案内表示は適切か 5. 視覚障害のある人がトイレまで行け、男女の別を判断できるように配慮されている 3. ある程度配慮されている 1. 配慮されていない	P11	5	3	1
㉓	男女トイレが離れていたり、だれでもトイレだけ別の場所にあるような配置となっていないか 5. なっていない 3. なっているが特に支障は感じられない 1. なつていて支障がある	P11	5	3	1
㉔	便房数の男女比は、そのトイレの利用実態から見て適切に考えられているか 5. 適切に考慮されている 3. ある程度考慮されている 1. 考慮されていない	P11	5	3	1
<b>災害時等への対応</b>					
㉕	災害時のトイレ対策が講じられているか 5. 災害時の避難拠点となる場所に高齢の人、障害のある人、子ども等に対応したトイレが設置されている 3. 十分ではないが設置されている 1. 設置されていない	P11	5	3	1
㉖	外部の災害情報が伝わりにくく聴覚障害者等への情報提供の方策が検討されているか 5. 適切に考慮されている 3. ある程度考慮されている 1. 考慮されていない	P11	5	3	1

㉙	イベントが開かれる場合には、多様な利用者を考慮したトイレが準備されているか	P11	5	3	1
	5. 車いす対応はじめ、多様な利用者に対応した設備が準備されている 3. 十分ではないが準備されている 1. 準備されていない				
㉚	災害時の衛生的な処理など公衆衛生対策が図られているか	P11	5	3	1
	5. 十分に検討されている 3. ある程度検討されている 1. 検討されていない				
適正配置に向けた取組					
㉛	コンビニ、ガソリンスタンド、ファミリーレストラン、商店街、鉄道駅等の民間事業者の意識啓発を行い、民間事業者のトイレを地域内の公共トイレとして位置付けしていくことを図っているか	P13	5	3	1
	5. 十分に検討されている 3. ある程度検討されている 1. 検討されていない				
維持管理					
㉕	清掃等の定期的業務を含めて、故障などに速やかに対応できる管理体制がとられているか	P18	5	3	1
	5. 十分に検討されている 3. ある程度検討されている 1. 検討されていない				
㉖	公衆トイレの維持について地域住民が積極的に関わるような仕組みが作られているか	P18	5	3	1
	5. 十分に検討されている 3. ある程度検討されている 1. 検討されていない				
㉗	公衆トイレの「だれでもトイレ」の目的外使用を防ぐ方策が取られているか	P18	5	3	1
	5. 十分対策が取られている 3. ある程度取られている 1. 取られていない				
トイレの利用方法(ルールとマナー)					
㉘	「だれでもトイレ」は、すべての人が同じ条件ではなく利用にあたっては優先される人がいる、という使用ルールを明示し、普及啓発を図っているか	P19	5	3	1
	5. 十分図っている 3. ある程度図っている 1. 図っていない				
㉙	内部障害者など外見からはわからない障害のトイレニーズについて理解を促す取組がされているか	P19	5	3	1
	5. 十分取り組まっている 3. ある程度取り組まっている 1. 取り組まれていない				
㉚	汚してしまった場合等の連絡用に、トイレ内に管理者の連絡先を適切に掲示しているか	P20	5	3	1
	5. 十分対応されている 3. ある程度対応している 1. 対応されていない				

トイレ情報の発信						
⑤ 「だれでもトイレ」の設置場所や機能についてのトイレ情報を、地図、インターネット、携帯電話で確認できるような、事前情報の提供がされているか		P21	5	3	1	
5. 十分対応されている 3. ある程度対応している 1. 対応されていない						
⑥ トイレに迷わずたどり着くために、案内標識の設置等、わかりやすいトイレ表示の連続性を考慮して案内されているか		P21	5	3	1	
5. 十分対応されている 3. ある程度対応されている 1. 対応されていない						
⑦ トイレの配置や便房の設備などが、入口、各便房脇に表示されているか		P22	5	3	1	
5. 十分対応されている 3. ある程度対応している 1. 対応されていない						
事後評価						
⑧ 事後評価の仕組みが計画されているか			5	3	1	
5. 十分検討されている 3. ある程度検討されている 1. 検討されていない						

# 宿泊施設におけるバリアフリー化設備・備品等チェックリスト

このチェックリストは、宿泊施設においてバリアフリー対応を進める際に参考となるよう、まとめたものです。接遇や施設に関する情報提供などソフト面の取組に加え、ハード面で施設の改修等を伴わない場合においても、共用スペースや客室の設備・備品の更新や追加などの対応が可能な項目について、このチェックリストを活用してください。

※バリアフリー化推進のための施設整備事業（改修工事等）を対象とした「宿泊施設バリアフリー化助成金」の助成対象となる項目については、原則として含んでおりませんのでご留意ください。

## 利用対象者の主な特性

### 高齢者

- 身体機能低下などにより、段差など移動が困難な場合がある
- 視力、聴力、認知機能の低下によりコミュニケーションが困難な場合がある

### 視覚障害者

- 視覚による情報の認知が不可能又は困難

### 聴覚・音声・言語障害者

- 聴覚による情報の認知が不可能又は困難
- 言語機能または音声機能の障害により、コミュニケーションが困難な場合がある

### 肢体不自由者

#### 【手動又は電動車いす使用者】

- 階段、段差昇降が不可能
- 車いすでの移動にスペース、回転スペースが必要
- 【車いす使用者以外（杖、補装具使用者等）】
- 長い距離の移動、長い時間立位が困難な場合がある

### 知的障害者、精神障害者

- 文章・会話の情報量や複雑な表現が多いと混乱する場合がある
- 対人関係やコミュニケーションが苦手な場合がある

### 乳幼児連れ

- 階段、段差昇降が不可能又は困難な場合がある

## ソフト面

### 接遇

- 高齢者・障害者等に対する介助サービスの提供
- 高齢者・障害者等への接遇・介助サービスマニュアルの作成
- 高齢者・障害者等への接遇・介助サービス研修の実施
- 災害時等における高齢者・障害者等対応マニュアルの作成
- 災害時等における高齢者・障害者等対応に関する訓練の実施

チェック欄	
有	無

### 施設に関する情報提供（ホームページ等）

- インターネット予約の可能・不可能に関する情報の掲載
- 車いす使用者用客室の有無、客室内の配置図、写真の掲載
- 施設内の共用スペースの配置図、写真の掲載
- トイレ、レストラン、大浴場のバリアフリー化状況に関する情報の掲載
- FAXの有無（フロント、客室）に関する情報の掲載
- 高齢者・障害者等介助サービスに関する情報の掲載
- 補助犬受入れに関する情報の掲載

チェック欄	
有	無

## ハード面

設備・備品等 (設置又は貸し出し)		利用対象者						チェック欄 有 無			
		高齢者	視覚障害者	聴覚・音声・言語障害者	肢体不自由者	知的障害者	精神障害者				
<b>共用スペース</b>											
敷地内の通路・建物出入口											
スロープ板の用意（※段差があるが、直ちに条例に基づく改修が困難な場合）	●				●			●			
フロントと連絡が取れるインターホンの設置	●				●			●			
または宿泊施設電話番号を掲載した掲示板の設置											
<b>フロント</b>											
筆談器、コミュニケーションボード				●		●	●				
聴覚障害者等に配慮した電話機（音声増幅機能付き等）・FAX	●		●								
<b>ロビー・廊下等</b>											
施設内の案内板（点字・浮き彫り文字等）		●									
聴覚障害者に配慮した文字放送に対応可能なテレビ			●								
光、文字、音、音声等による非常放送設備	●	●			●	●					
<b>宴会場・レストラン</b>											
スロープ板の用意（※段差があるが、直ちに条例に基づく改修が困難な場合）	●				●			●			
筆談器、コミュニケーションボード			●			●	●				
磁気ループ等集団補聴設備	●		●								
授乳スペースの確保（同一フロア）								●			
<b>大浴場</b>											
スロープ板の用意（※段差があるが、直ちに条例に基づく改修が困難な場合）	●				●			●			
車いすから移乗できる移乗台（浴槽台・バスボード等）	●				●						
シャワー用の車いす（シャワーチェア、シャワーベンチ、シャワーキャリー等）	●				●						
<b>その他</b>											
補助犬排泄場所の用意または排泄可能な場所の案内		●	●	●							
<b>客室</b>											
<b>客室出入口</b>											
客室部屋番号表示（点字・浮き彫り文字）		●									
鍵（カード式キー）		●									
ダブルドアスコープ、液晶ドアスコープ等					●						
<b>情報伝達等</b>											
施設利用案内・客室内案内（点字・浮き彫り文字）		●									
筆談器、コミュニケーションボード			●			●	●	●			
聴覚障害者等に配慮した電話機（音声増幅機能付き等）・FAX	●			●							
聴覚障害者に配慮した文字放送に対応可能なテレビ			●								
光、文字、音、音声等による非常放送設備	●	●			●	●					
<b>ベッド周辺</b>											
音声案内付き目覚まし時計		●									
振動目覚まし時計			●								
ベッド（車いすの座面の高さ：40cm～45cm程度、フットサポートが入る）					●						
ベッドボード（マットレス上面より30cm以内、ベッド上で寄りかかりやすい形状）					●						
ベッドサイドキャビネット（マットレス上面より10cm程度高いもの）					●						
スライディングボード・スライディングマット	●				●						
車いす使用者の足がに入るデスク					●						
<b>浴室・トイレ</b>											
車いすから移乗できる移乗台（浴槽台・バスボード等）	●				●						
シャワー用の車いす（シャワーチェア、シャワーベンチ、シャワーキャリー等）	●				●						
ユニバーサルデザインのアメニティグッズ（シャンプー、ボディシャンプー等）	●				●						
<b>その他</b>											
段違いハンガーラック等（※ラックとハンガーを接続するS字ラックの用意でも可）					●						
カーテン開閉リモコン	●				●						

平成 25 年 8 月発行

登録番号(25)143

東京都福祉のまちづくり推進計画改定の基本的考え方 意見具申

編集・発行 東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課福祉のまちづくり係  
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03 (5320) 4047

印 刷 所 シンソー印刷株式会社

東京都新宿区中落合 1-6-8

電話 03 (3950) 7221



